## 一般社団法人 全国消費者団体連絡会

	施策番号	ページ	意見
1	全般		・それぞれの項目において、いつまでに何をするのか、消費
	○工程表の構成と KPI の		者が一番知りたい計画の実効性が全く見えてきません。年度
	あり方について		毎に区切ってあるのに、一本の矢印になっているのでは意味
			がありません。より具体的な記述にしてください。
			・KPI については、施策の目標の達成度で評価しなければい
			けません。情報発信の数値などの記載は、その基にはなりま
			すが、施策の目標自体ではありません。KPI の設定項目は、
			次期第4期基本計画策定を待たず全面的に見直してください。
2	1 (2) ①事故情報の収集、	17	医療機関ネットワーク事業については、参画機関が年々減少
	公表及び注意喚起等	21	している、データの閲覧者が限られており事故情報が十分活
			かされていない、等の課題が指摘されています。情報アクセ
			スを改善し、分析した情報を今後の事故防止のための施策に
			活かせる仕組みづくりが課題であり、このことを取組に記載
			してください。
3	1 (4) ③食品安全に関す	32	・2018年の食品衛生法改正で食品リコール情報の報告制度の
	るリスク管理	41	創設が決まったことに加え、同年の食品表示法改正により「食
			品表示基準に従った表示がされてない食品の自主回収を行う
			場合の届出の義務化」も決まりました。これを踏まえたリコ
			ール情報のデータベース構築の件を加筆するとともに、デー
			タベースは情報を網羅した上で危害度をランク分けするな
			ど、リスクに応じて重要度を確認できるシステムにしてくだ
			さい。
			・2018年の食品衛生法改正で「特別の注意を必要とする成分
			等を含む食品による健康被害情報の届出の義務化」が決まり、
			2019年度に指定成分が検討される予定となっています。この
			件について加筆してください。プエラリア・ミリフィカの事
			案のように現行食品衛生法第6条・7条では、十分な対応が取
			れないケースが生じていることを踏まえると、衛生管理や原
			材料と製品の安全性確認の義務化等、安全性確保の法的位置
			付けについて加筆し、着実に実施して下さい。
4	1 (4) ④食品の安全に関	33	・「総合的な TPP 等関連政策大綱」を踏まえリスクコミュニ
	するリスクコミュニケー	42	ケーションを推進するとされています。TPP11、日 EU の EPA
	ションの推進		等、各国間での経済連携協定が進んでおり、生活にも大きな
			変化が起きてくると考えられます。KPIの現状は、リスク
			コミュニケーションの回数の合計値だけが記載されています
			が、企画の目的や今後の予定等、具体的に記載してください。

6	1 (4) ⑤輸入食品の安全性の確保 1 (4) ⑥食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	34 42 34 43	・TPP11、日 EUの EPA 等の経済連携協定が進み、海外からの輸入が増大すると予想されます。右肩上がりで推移する輸入食品の監視に当たっては、十分な増員を行い適切に監視してください。 ・アメリカ・カナダ・アイルランド牛の輸入に関して月齢制限の見直しが検討されています。現地調査状況をホームページ等で情報提供してください。 地方公共団体による放射性物質検査体制支援として、「検査機器の貸与等」の取り組みの線表が、34年まで延長されています。市場に出回っている生産物のほとんどが放射性物質不検出という状況で、福島でもコメの全袋検査を減らしていこうという中、この施策がどういう成果が得られたのか政策評価
			を行い、環境変化に応じて施策の見直しを行ってください。
7	2 (1) ① 景品表示法の 厳正な運用及び執行体制 の拡充	49 51	地方自治体による法執行の強化は消費者被害の防止のために 重要です。自治体の法執行体制の強化が進むような国の支援 策を取組に加えてください。
8	2(3)①新たな食品表示 法の円滑な施行	61 65	食品表示については、この間、食品表示一元化に続き、加工 食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度の検討が 行われ、今後食品添加物表示の検討が始まるとされています。 次々と制度が変わり、消費者にとって学習しても理解できな い表示制度となる懸念があります。現在、消費者委員会にて 食品表示のあり方(全体像)の検討も行われていますが、今 後の検討や見直しの計画を具体的に記載してください。
9	2 (3) ②健康食品も含め た食品の表示・広告の適 正化	63 67	・機能性表示食品に関しては、2019年度から「機能性関与成分が明確でないエキス等」も対象となります。さらに食薬区分の運用も変更される予定です。消費者に普及周知を行うともに、機能性表示食品制度が4年を経過する中で、制度の見直し検討を行ってください。 ・消費者委員会の「特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」への対応について、取り組みを具体的に記載してください。
10	3 (1) ①特定商取引法の 執行強化	70 74	・地方自治体による法執行の強化は消費者被害の防止のために重要です。自治体の法執行体制の強化が進むような国の支援策を取組に加えてください。 ・消費者被害が広がる中で、不招請勧誘規制の導入など再度の法律見直しが必要であり、「見直し検討」を取組に加えてください。

11	3(1) ④ 消費者契約法の 見直し	71 74	・平成30年度改正の附帯決議への対応として、次回改正に向けた計画を具体的に記載してください。 ・KPIにある「法の認知度」は、何を基にしたデータか記載してください。
12	3 (2) ②電気・ガスの小 売供給に係る取引の適正 化 (LPガス)	94 113	平成30年10月に公表された総務省北海道管区行政評価局「液化石油ガスの取引適正化に関する調査」の結果から、取引適正化ガイドラインの遵守・徹底がいまだ不十分であることがわかりました。液化石油ガスの取引適正化状況の全国調査、遵守事項について法令に基づく義務化の検討など、取引適正化にむけての具体的な対策の工程を記載してください。
13	3 (2) ② リスクの高い 取引に関する注意喚起	95 115	ジャパンライフ等の大規模消費者被害をもたらす悪質商法事 案に対応できるような法制度の検討について、取組に明記し てください。
14	<ul><li>3 (3) ④インターネット</li><li>上の消費者トラブルへの</li><li>対応</li></ul>	117 119	メルカリやフリマなどの個人間の取引でのトラブルが多く生 じています。調査研究だけでなく、不正な利用の監視徹底と 体制整備を取組に加えてください。
15	3 (5) 新規 ○ユニットプライス (単 位価格表示) に関する検 討	131 133	内容量の調整による実質値上げなど、昨今商品価格の変化は 売価だけでは判断できなくなってきています。しかし、その 判断の一助となるユニットプライス(単位価格表示)につい ては、一部の自治体に条例が設けられているのみです。2018 年には国際規格(ISO21041)が発行されました。国際規格に 準じ、国内の規格化(JIS 規格の制定および、各自治体が JIS に準拠した形で条例化すること)を具体化してください。
16	4(2)① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	138 150	消費者教育の効果的な推進を図るために、消費者教育の定着 度等の効果測定を行う必要があると考えます。全国的なアン ケートの実施等を取組内容・KPI に追加し、効果測定につな げてください。
17	4 (2) ① 金融経済教育の 推進	146 160	・仮想通貨など、決済の仕組みが複雑になる中でトラブルも 生じています。学生に対しての教育が中心になっているよう ですが、高齢者等に対しての経済教育を計画化してください。 ・消費税増税に向けてクレジットカード決済のさらなる普及、 東京オリンピック・パラリンピックにむけてスマホ決済の普 及が見込まれます。予想しうる被害の防止に対しては、前も っての学習が必要です。その計画を具体化してください。

18	4 (2) ⑤食育の推進	149	・食品の安全に関しては、週刊誌や SNS などを通じて、科学
10	4 (2) 刨及目9万胜座	149 $165$	的知見を踏まえない誤った考え方が広まる懸念があります。
		109	教育関係者、特に小学校の先生、家庭科の先生に正しい情報
			教育関係有、特に小子仪の元生、家庭科の元生に正しい情報     提供を行う必要があります。リスクアナリシスに基づいた考
			え方を教育関係者への指導項目に加え充実させてください。
			・厚生労働省では「食事摂取基準 2020 年版」の策定が進んで
	1 (a) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	100	います。消費者に普及周知を行ってください。
19	4 (3) ①消費者団体等と	166	・2018 年度から規模が縮小された「地方消費者フォーラム」
	の連携及び支援等	170	は、消費者庁にとっても地方消費者団体との関係づくりとな
			る貴重な機会でした。見直しにあたり、単発のイベントにと
			どまることのないよう、開催の目的・内容などを整理し、今
			後も行政と消費者団体が連携を強化する機会としてくださ
			い。また、今年度の見直しについて検証・評価し、その後の
			開催に活かしてください。
			・消費者団体との連携強化や消費者からの情報・相談受付体
			制の強化の観点から、「各省庁における消費者政策窓口部署の
			明確化」を取組に加えてください。
20	4(3)③公益通報者保護	168	公益通報者保護法について、消費者委員会公益通報者保護専
	制度の推進	171	門調査会で報告書がまとめられ内閣総理大臣に答申されたこ
			とを踏まえ、法改正の時期を明記してください。
21	4 (4) ① 競争政策の強力	174	独占禁止法の執行の実効性をより高める観点から、課徴金制
	な実施のための各種対応	176	度の見直しを柱とする独占禁止法改正案の検討が行われてい
			ます。取組に追記し、法改正の時期を明記してください。
22	4 (4) ②公共料金等の決	174	電力自由化の次の段階に向けて、2020年に予定されている電
	定過程の透明性及び料金	177	力の経過措置料金規制の解除の具体的な条件等の検討が進め
	の適正性の確保		られています。将来にわたって電力市場が競争状態であり続
			けられるかなど、慎重に検討する必要があります。
			経過措置料金規制を解除した際、実施以前に想定した競争環
			境が維持されたのかなどの検証を行う工程を明記してくださ
			い。また、解除後の市場の監視機能を具体的に定め、その検
			証も行ってください。
			消費者の立場から検討の進捗を見極め、随時意見表明ができ
			るような施策を工程表にに記載してください。
23	6(2)① 地方消費者行政	227	・地方消費者行政支援策として、「国による恒久的な財政措置
	の充実・強化に向けた	232	や相談員の配置基準の検討」を取組に加えてください。また
	地方公共団体への支援等		「地方消費者行政強化交付金」について、交付金減に伴う自
			治体の実態把握を行うとともに、幅広い事業で活用できるよ
			う自治体のニーズを踏まえ制度改善を行ってください。
			・政務(大臣・副大臣・政務官)及び幹部職員が全国の都道
			府県を訪問し、直接、知事等に自主財源に裏付けられた地方
			村県を訪問し、直接、知事等に目王財源に裏付けられた地方

			消費者行政の充実等を働き掛ける「地方消費者行政強化キャ
			ラバン」を進めていますが、これを取組に明記するとともに、
			その効果検証の実施も取組に明記してください。
24	6 (2) ② 地域の見守りネ	228	消費者安全確保地域協議会について、個人情報の取り扱いが
	ットワークの構築(消費	234	可能であることで、消費者被害の防止など協議会の役割が十
	者安全確保地域協議会、		分発揮されるところもあります。協議会として年数回の会議
	消費生活協力員、消費生		をするだけではなく、機能しているかどうかが重要です。「先
	活協力団体)□		進事例の収集や共有」も必要ですが、全体として、実態把握
			も取組に加えてください。

以上